

## 介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の新規委託事業所について

1 令和7年度第2回会議（令和8年2月25日）以降の新規委託事業所

① ケアむすび【釧路市鶴野東2丁目20番4号】

② 居宅介護支援事業所なとり【宮城県名取市】

### 【参考】業務委託の根拠等

#### ○ 介護予防支援（要支援者のケアプラン作成）

- ・ 根拠法令：介護保険法 第115条の23第3項
- ・ 地域包括支援センターが指定介護予防支援事業者として行う業務の一部を、指定居宅介護支援事業者等に委託することが認められています。

#### ○ 介護予防・日常生活支援総合事業（第1号介護予防支援事業）

- ・ 根拠法令：介護保険法 第115条の47第5項
- ・ 市町村（または委託を受けた地域包括支援センター）が、総合事業における介護予防ケアマネジメントを実施する際、その業務の一部を、指定居宅介護支援事業者等に委託することが認められています。